

ゲタウイルス感染症不活化ワクチン

平成23年12月8日(告示第2336号)一部改正

動生剤基準のゲタウイルス感染症不活化ワクチンの3.5.3、3.5.6及び3.5.7に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準のゲタウイルス感染症不活化ワクチンの3.3.2の規定を準用して試験を行うものとする。